

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題2 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動	施策の方向② 家庭・地域における男女共同参画のための意識啓発	10	男女による介護参画の意識啓発	介護に関する講座等を開催し、介護は、男女が共に担うという意識啓発を進めます。	生涯学習課	住みよいまちづくり講座、地域課題等学習講座で、介護等に関する講座を開催する。	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 ・地域課題等講座「男女共同参画」参加者数		住みよいまちづくり講座 1回 40人	C	1学区において男女共同参画についての講座を開催することができた。防災に絡めることで、地域活動における意識のあり方を女性目線から考えていただく機会となった。	地域では人権をめぐる課題の多種多様化等を背景に、人権を軸としながら男女共同参画を含め、幅広く、また複合的にテーマを設定し取り組む実情がある。	男女共同参画に関する住みよいまちづくり講座や地域課題等学習講座の開催を推進して、一層の学習機会の提供に努める。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮	施策の方向① 学校などにおける男女共同参画教育の充実	11	発達段階に応じた学習指導の充実	乳幼児期から発達段階に応じて、体系的に男女平等と人権の尊重や多様な性についての教育を推進します。 学校等での教科指導、生活指導、進路指導など学校教育全体を通じて、男女共同参画の重要性をはじめ、様々な働き方・学び方・生き方を認め合い、かつ、主体的に選択できるよう、啓発を行います。	幼児課	日常生活の中で、一人一人の個性や互いの良さを認め合い、大切にしていけることを伝えていく。	全ての園所で実施	全ての園所で実施	各園所、日々の保育の中で実施	B	日常生活の中で、子ども同士が生活を共にしたり関わって遊んだりしながら、一人一人の個性や互いの良さを認め合ったり共感しあったりする場をもつことで仲間関係の育ちにつながった。	発達に課題や特性をもった児童が増え、多様化してきているため一人一人に合わせたかかわりが必要である。	引き続きクラス間、学年間、園所全体について日々交流できるようにする。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮	施策の方向① 学校などにおける男女共同参画教育の充実	11	発達段階に応じた学習指導の充実	乳幼児期から発達段階に応じて、体系的に男女平等と人権の尊重や多様な性についての教育を推進します。 学校等での教科指導、生活指導、進路指導など学校教育全体を通じて、男女共同参画の重要性をはじめ、様々な働き方・学び方・生き方を認め合い、かつ、主体的に選択できるよう、啓発を行います。	学校教育課	学校生活の各場面で、男女分け隔てなく、協力し尊重し合い社会を形づくっていくことの意識を育む。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	各教科をはじめ学級活動や特別活動等の教育活動の場面で、指導の効果を高められるよう工夫できた。	インターネット上の誤った情報や性をおもしろおかしく扱う風潮を正しくコントロールできるような力を身につける必要がある。	引き続き、各教科をはじめ学級活動や特別活動等の教育活動の場面で、指導していく。また、メディアとの付き合い方を指導し、正しい情報と間違えた情報を自分の力で見極められる力を身につけさせる。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮	施策の方向① 学校などにおける男女共同参画教育の充実	12	副読本の活用	県等が発行する副読本等を活用し、男女共同参画推進にかかる教育の充実を図ります。	学校教育課	学級活動や人権学習等の指導の中で、副読本を活用した授業展開を考え実施する。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	副読本を活用することで、男女共同参画を学ぶことができた。	いまだに、児童生徒に性別バイアスを植え付ける環境があるため、副読本を活用するとともに教職員や保護者への啓発も必要である。	小学校・中学校ともに、副読本を計画的に活用することで、市内の小中学生が同一歩調での男女共同参画社会実現に向けた取組をすすめていく。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮	施策の方向① 学校などにおける男女共同参画教育の充実	13	性の多様性に配慮した環境の整備	教育の場においても、性の多様性に配慮した環境整備に努めます。	学校教育課	学校で実施した学習について、ホームページや学校だより、学級通信で発信する。市主催の男女共同参画市民のつどいへ参加を啓発していく。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	ホームページや学校だより、学級通信で学校で実施した学習を発信することができ、地域や保護者への啓発につながった。	物理的な環境整備の面において、各小中学校で工夫はしているが、トイレや更衣室の使用において課題が見られる。	児童生徒の心理的な環境整備と物理的な環境整備を同時に進めていく。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮	施策の方向① 学校などにおける男女共同参画教育の充実	13	性の多様性に配慮した環境の整備	教育の場においても、性の多様性に配慮した環境整備に努めます。	幼児課	各園所で着替えや健診時の環境を整える。	各園所で環境の工夫の実施	全ての園所で実施	各園所、日々の保育の中で実施	B	着替えなどの際の室内環境の工夫ができた。	環境面での配慮に加え、職員の意識を高めるため、研修などに参加しLGBTQ等性の多様性について正しく理解していく必要がある。	引き続き、環境面に配慮しながら幼児自身が表す姿を受け止めたり、職員の気づきを互いに共有する。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画推進の働きかけ	施策の方向② 保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	14	保護者への意識啓発	男女平等と男女の人権の尊重について、懇談会や講演会などの学習する場・意見交換する場を設置するとともに、PTA等を通じて情報提供を行います。また、積極的に参加してもらえよう、内容を検討します。	幼児課	懇談会や講演会を実施する。	各国所の懇談会や講演会の開催	全ての園所で実施	各国所、懇談会を実施	C	人権に関する講演会を開催しており、話し合う場を持っている。	男女平等や男女の人権尊重に特化した講演会は少ないので、啓発が必要である。	講演会に加え、学級懇談会等でも相談し合ったり、学ぶ機会を設けていく。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画推進の働きかけ	施策の方向② 保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	14	保護者への意識啓発	男女平等と男女の人権の尊重について、懇談会や講演会などの学習する場・意見交換する場を設置するとともに、PTA等を通じて情報提供を行います。また、積極的に参加してもらえよう、内容を検討します。	学校教育課	学校で実施した学習について、ホームページや学校だより、学級通信で発信する。市主催の男女共同参画市民のつどいへ参加を啓発していく。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	学校での学習について、保護者に発信することで、家庭での話題として取り上げられるようになった。	保護者への啓発のより効果的な方法を検討する必要がある。	学校だよりやホームページ等を活用した啓発活動を進めていく。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮	施策の方向② 保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	14	保護者への意識啓発	男女平等と男女の人権の尊重について、懇談会や講演会などの学習する場・意見交換する場を設置するとともに、PTA等を通じて情報提供を行います。また、積極的に参加してもらえよう、内容を検討します。	生涯学習課	住みよいまちづくり講座、地域課題等学習講座で、男女の人権尊重等に関する講座を開催する。	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 ・地域課題等講座「男女共同参画」参加者数		生きぬく力の確人権研修会【全教職員対象】 八幡学区1回 八幡西学区1回 八幡東学区1回 安土学区1回	C	各校園所の実態や必要性に応じて、ジェンダーやLGBTQをテーマにした、職員研修を実施した。生きぬく力の確育み事業の会議で、各校園所の研修内容の情報共有を行った。	男女平等、男女共同参画、ジェンダーやLGBTQ等をテーマに扱った研修の回数は増えているものの、まだまだ周知できていない。	いしずえ支援検討会議で、ジェンダーや性の多様性をテーマにした研修を積極的に取り入れるよう、研修の必要性を各校に伝えていく。人権主任会では、LGBTと性の多様性について、講師を招いて研修を実施予定。引き続き、教員の研修の場を設け指導力向上を行う。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題4 多様な価値観や生き方の理解促進	施策の方向① 人権を尊重する社会づくりのための意識啓発	15	多様な性のあり方の尊重	全ての人が基本的人権を尊重されるべきという観点から、性的少数者であることを理由にその権利が侵害されることがなく、性の多様性を認め合える社会づくりのために広報、学習機会の提供を充実します。また、自らの性的指向や性自認を大切にし、他者の性も尊重できるように、小・中学校での教育活動を進めます。	学校教育課	人権学習年間計画にLGBTQ+などの学習を入れていく。	全ての中学校で取り組む。	100%	100%	B	社会的にも、LGBTQ+などの性の多様化について広く周知されたこともあり、多様な性の在り方について理解が深まってきた。	性の多様性について教職員や保護者への啓発も必要である。	性的マイノリティの尊重について、まずは教職員が研修を積み重ねて、正しい知識を児童生徒の指導にいかしていく。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題4 多様な価値観や生き方の理解促進	施策の方向① 人権を尊重する社会づくりのための意識啓発	16	性的指向や性自認に関する相談支援の充実	性的指向や性自認について、悩みを抱える人を対象とした、相談窓口の紹介等の支援を行います。	人権・市民生活課	性的指向や性自認に係る悩みを抱える人を対象とした相談窓口等の情報を収集し、広報周知を行う。			国・県、その他の機関が開設する相談窓口の情報を把握した。	A	パートナーシップ宣誓制度を導入し、7月から施行した。国・県、その他の機関が開設する相談窓口の情報を把握したが、相談等に応じた紹介の機会はまだなかった。	宣誓したカップルは0件であった。提供できるサービスの約十や相談窓口の周知等につとめる必要がある。	相談窓口の情報等を市広報、ホームページ、SNS等の様々な方法により広く周知する。
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題4 多様な価値観や生き方の理解促進	施策の方向① 人権を尊重する社会づくりのための意識啓発	17	高齢者、障がい者等の人権の尊重	一人ひとりが「社会の構成員として、社会とのつながりを持ちながら充実した生活を送れるよう支援するとともに、幅広い年齢層への研修会・講演会等を実施し、高齢者・障がい者への理解を促進します。また、認知症等による判断能力が低下した人の権利擁護のため、成年後見制度の積極的な活用に努めます。	障がい福祉課	市民向けの研修会・講演会の開催	市民向けの研修会を計画的に開催	研修会を開催し、障がいの理解を促進する。また、講師派遣を行い、各地域での障がいの理解を促進する。	精神障がい（高次脳機能障害）理解のための講演会（1回） 障がい者理解啓発派遣リストの活用（10回） 手話出前講座（11回）	B	講師派遣回数は前年の2倍、障がいの理解のための講演会参加者は、1.6倍に増加した。	市内の教育機関・社会福祉法人・NPO法人・自治会など多方面で行なわれる障がいの理解に関する研修会に講師を派遣して障がいの理解の促進に努めたが、企業からの派遣依頼はなかった。	市内企業の会議等で、障がいの理解のための研修会の開催と講師派遣リストの積極的な活用に向けた啓発を行う。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅰ 一人ひとりの 人権を尊重する 意識づくり	重要課題4 多様な価値 観や生き方の 理解促進	施策の方向① 人 権を尊重する社会 づくりのための意 識啓発	17	高齢者、障がい者等の 人権の尊重	一人ひとりが社会の構成員として、社会とのつながりを持ちながら充実した生活を送れるよう支援するとともに、幅広い年齢層への研修会・講演会等を実施し、高齢者・障がい者への理解を促進します。 また、認知症等による判断能力が低下した人の権利擁護のため、成年後見制度の積極的な活用に努めます。	長寿福祉課	・本人申立や親族申立が期待できない人に対して、市が成年後見制度の申立てを実施する。 ・日常生活が困難であったり、虐待を受けている高齢者について、保護措置を行う。 ・認知症を正しく理解し、地域で支える体制を整備するため、認知症啓発ボランティアを養成する。	市長申立件数(高齢) 養成講座開催数 養成講座受講人数	・成年後見制度利用促進を図るために、市長申立の実施等必要な対応をとる。 ・環境的・経済的理由により養護老人ホーム等への措置入所が必要な人に対し、適切な権利擁護を図る。 ・オレンジサポーター定例会の開催:10回 ・オレンジサポーターによる認知症啓発:小学校2校、地域の団体、市民への啓発5回 ・認知症サポーター養成講座開催回数・人数 ・企業等13回(332名)、中学校2校(227名)、高校2校(221名)	B	・成年後見制度の利用相談があれば、制度利用に繋がるように、市長申立の実施等必要な対応ができた。 ・養護老人ホームへの措置入所等が必要な人に対し、適切な権利擁護が図れた。 ・認知症啓発ボランティアの活動先が増え、より多くの地域での認知症啓発、サポーター養成講座を実施できたことで、認知症理解の促進につながった。	・成年後見制度が必要な人は年々増加傾向にあるが、東近江圏域として担い手確保の協議が進んでいない。 ・啓発ボランティアが高齢化しているが、新たな啓発活動の担い手がみつかりにくい現状がある。今後の地域への啓発について、現行どりの実施が困難になる可能性があり、方法を検討する必要がある。コロナで活動を休止していた啓発ボランティアのうち、活動再開していない方がいる。	・今後の成年後見制度利用促進事業のあり方について検討をする。 ・認知症啓発に関しては、活動休止している啓発ボランティアの活動促進を実施し、啓発ボランティアと地域啓発の継続方法を検討する。	
基本目標Ⅰ 一人ひとりの 人権を尊重する 意識づくり	重要課題4 多様な価値 観や生き方の 理解促進	施策の方向性② 国際的な取組との 協調	18	異文化理解や国際的 な人権感覚の育成	各学区への国際理解を深めるための講座等の学習機会の拡充や、市民や市民団体が行う男女共同参画に関する国際交流活動や国際協力を支援します。 また、新たに転入等をした外国人住民に対する、各交流事業への参加促進に努めます。	まちづくり協働課	関係機関との連携により、事業の共催や後援を行う。		わいわいフェスタの実施や各種講座を開催し国際交流に努めた。	B	市国際協会においてわいわいフェスタや多文化まるごと講座等を開催し、市民の異文化の理解や国際交流の機会を提供できた。	新たに転入される外国人住民に対して、交流事業への参加の呼びかけが不十分だった。	各学区等に外国人住民を含む多くの住民が参加できる事業の実施を呼びかける	
基本目標Ⅱ 誰もが個性と 能力を発揮し 活躍できる環 境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針 決定の場へ の女性の参 画の拡大	施策の方向① 審 議会等への女性 の登用	19	審議会等の女性委員 の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	人権・市民生活課	市全体の参画状況の分析を行い、課題の検討を行う。	女性登用率	前年より増	B	市が設置する審議会や協議会等における委員推薦において、積極的な女性の推薦を促進した。	各審議会事務局の担当課に確認したが、各団体の推薦によって登用されるため女性をお願いすることが難しかったり、そもそも女性で依頼できる人がいないなどの意見があった。	市が設置する審議会等における委員推薦で、女性の推薦を促進していく。	
基本目標Ⅱ 誰もが個性と 能力を発揮し 活躍できる環 境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針 決定の場へ の女性の参 画の拡大	施策の方向① 審 議会等への女性 の登用	19	審議会等の女性委員 の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	教育総務課	近江八幡市教育委員会定例会を毎月開催し、委員として女性委員を積極的に登用し、幅広い意見を求める。	教育委員会委員の男女比率	40～60%	B	令和2年度から同様の比率となっており、目標は達成している。	委員の任期は毎年あるため、後任人事を検討する際には女性委員の積極的な活用を意識しておく必要がある。	引き続き、後任人事を検討する際には女性委員の積極的な活用を意識する。	
基本目標Ⅱ 誰もが個性と 能力を発揮し 活躍できる環 境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針 決定の場へ の女性の参 画の拡大	施策の方向① 審 議会等への女性 の登用	19	審議会等の女性委員 の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	行政改革課	①行政改革推進委員会 (任期R4.6.1～R6.3.31) ②近江八幡市公の施設指定管理者 (任期R4.6.1～R6.3.31)	審議会等の男女比率	男女比率 50%:50%	C	女性委員の登用割合 ①56%(5名/9名) ②20%(1名/5名) ①②total 43%(6名/14名)	①2回委員会を開催することができ、本市の行政改革事業(行政経営改革指針、行政経営改革実施計画)の取組の評価をいただくことができた。②令和5年度は2公募施設と2非公募集施、1年間延長1施設について審査を実施。社会情勢や市民ニーズに対応した管理運営ができていくかの検証を行った。	①各団体等からの推薦委員がいるため、女性委員の割合は意図せず減少する可能性がある。 ②委員任期は2年であるが長期的視点で審査したため、外部委員は再任される可能性が高い。そのため、外部委員における女性委員登用割合が変化しにくい。	・女性委員退任に伴う後任の選任については、引き続き女性委員の選出を推進していく。 ・地域で活躍している女性の情報収集に努め、適任者がいる場合は、積極的に委員に登用していく。 ・次回の委員選出時に、より多くの女性委員として活動いただけるよう、委員公募に係る選定時には、男女構成を加味していく。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の活用	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	管財契約課	入札及び契約制度並びに不正行為の抑制に関すること並びに競争参加資格の設定方法及び指名競争入札に係る指名選定方法等に係る会議に女性の登用を図ります。	入札監視委員会の委員男女比率	(R4～8) 50%以上	(R5) 66.7%	A	令和5年度は2年任期の2年目。当該入札監視委員会を2回開催したが、それぞれの立場から積極的に意見が出された。	前任委員や選出機関からの推薦により就任いただいているため、女性委員の推薦を継続して働きかける必要がある。また、委員数が3名と少ないため、男女比のバランスが難しい面がある。	令和6年度からの2年間についても、現委員の再任が決定している。今後も継続して女性委員の登用を図っていく。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の活用	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	環境課	環境審議会 廃棄物減量等推進審議会	審議会等の男女比率	【R5】40～60% 【R6】40～60%	環境審議会 女性比率 50.0%(5/10人) 廃棄物減量等推進審議会 女性比率 30.0%(3/10人)	C	環境審議会においては女性比率が目標値を達成した。一方、廃棄物減量推進審議会では、女性委員が1名増加となったが、目標値を下回る結果となった。	各種市民団体の代表者を委員に選任しているため、必ずしも女性委員の登用促進が図れるとは限らない。	委員改選時で、全体のバランスを鑑みて女性委員の選任を引き続き積極的に行う等の取組を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の活用	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	建築課	建築審査会	審査会等の男女比率	女性委員の登用率 40～60%	女性比率 57.14% (4人/7人)	B	委員任期が2年のため前年度と同体制で運営	目標は達成できたが、近畿圏での女性学識者が相対的に少なく、入選が厳しい状況は変わらない。更なる情報収集を行い、女性委員の登用を維持していく必要がある。	令和6年度の委員改選においても、女性委員継続・新規登用ができるよう情報収集を行ない、男女比率の維持、向上に努める。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の活用	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	都市計画課	近江八幡市都市計画審議会及び近江八幡市風景づくり委員会の開催	各組織の男女比	R5以降の女性割合 都市計画審議会 5/15人 風景づくり委員会 4/14人	都市計画審議会 5/15人 (33%) 風景づくり委員会 1/14人 (7%)	C	都市計画審議会においては、1名増加した。	学識経験者については、留任していたいている経緯もあり、変更が困難である。 また、各団体からの推薦者については、男性の推薦が多い現状がある。	各団体へ女性を積極的に登用するように市全体で推進していく。市が直接就任依頼できる委員については、女性の登用を念頭に入選を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の活用	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	学校教育課	課内の事業で行う審議会等の委員に女性を半数以上登用し、幅広い意見を求める。	審議会等の女性の比率	40～60%	40～60%	B	引き続き女性率は増加傾向であり、目標を達成した。男女のバランスが確保できている。	出席者が固定されがちなので、より多様な人材の登用に努める。	引き続き、男女のバランスを確保するよう努めていく。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の活用	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	観光政策課	①市観光振興計画策定委員会 ②市観光振興計画ワーキンググループ ③市観光振興計画プラットフォーム	審議会等の男女比率	40～60%	①開催なし ②開催なし ③男女比率27% (参加者15名のうち女性4名)	C	策定委員会及びワーキンググループの開催はなし。 新たにプラットフォームを開催したが、女性比率が目標値を下回る結果となった。	プラットフォームは、事業者に呼びかけ参画頂いているため、必ずしも女性の参画促進が図れるとは限らない。	今後、委員会等で団体からの推薦がある際には積極的な女性の登用を依頼する。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	文化振興課	【事業の概要】 ①市重要文化的景観保存活用検討委員会 ②市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ③市文化財保護審議会 ④市文化財保存活用地域計画連絡協議会 ⑤市文化振興審議会	【指標】 審議会等の男女比率	40%以上	①9.1% ②0% ③0% ④40% ⑤0%	D	文化財保存活用地域計画連絡協議会は、昨年に引き続き女性委員の登用比率について、目標を達成することができた。	専門性が高い審議会及び地域からの推薦枠が多い審議会等については、調整が困難である。	団体推薦の方法を検討し、引き続き適任者がいれば女性の積極的な登用を行っていく。また、学識経験者については、情報収集を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	上下水道課	水道事業運営委員会 公共下水道事業審議会	審議会等委員の男女比率	女性比率の向上	水道事業 7人中2人(28.6%)改選前 ↓ 9人中2名(22.2%) 下水道事業 7人中3人(42.9%)改選前 ↓ 9人中4名(44.4%)	B	R5年度の委員改選において、女性委員の積極的登用に努めた。	積極的な女性登用ができるよう努めているが、上水道分野への女性参画が少なく、女性委員の割合は低い傾向である。	R6年度は任期継続であるが、次回改選時において引き続き女性委員の積極的な登用を図る。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用の	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	図書館	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として、図書館協議会を設置します。	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等における男女比率 (R1) 50% (R2) 50% (R3) 50% (R4) 50% (R5) 50%	図書館協議会委員12人中 女性委員8人	A	委員の半数以上に女性委員を選定	現在の目標比率の維持向上	委員選定時に指標・目標比率の維持向上に努める
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向② 企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画	20	事業所に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する情報提供と啓発	誰もが働きやすい社会の実現に向け、オンラインの活用をはじめとした仕事と家庭生活の両立をふまえた働き方や、女性の登用を図るための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の必要性について、講演会・セミナー(オンラインを含む)等を通じて、事業所やその事業主などのトップ層への啓発に努めます。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供(講演会・セミナー開催情報など)の他、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者	30名	17名	C	企業の役員・管理職・人事労務担当者向けに、女性活躍推進をテーマにセミナーを開催した。	セミナー講師の方が社会保険労務士でもあったため、講師の顧問先企業などからも参加いただけたが、それ以外の参加企業が固定化されているため、より多くの事業所から参加いただけるよう、周知の徹底および人権問題に対する意識の醸成が必要である。	引き続き講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行い、参加を呼び掛ける。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向② 企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画	21	各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進に向けた働きかけ	各種団体や地域活動団体等において、方針決定の場への女性参画が進むよう、関係機関と連携を図りながら、固定的な性別役割分担意識の解消や女性登用について働きかけます。 また、自治会に設置している男女共同参画推進員による研修会を実施し、女性参画の重要性について理解を促進します。	まちづくり協働課	女性委員の登用を呼びかける。	女性登用率40%以上 (令和5年度の目標:9.5%)		11.1%	B	市連合自治会幹事会等で自治会の役員選出時に可能な範囲、女性を選出いただけるよう呼びかけるなど、取り組んだ結果、令和5年度の目標は達成することができた。	女性の役員の割合を増加されるため、役員の負担をどのように軽減していくかが課題。	自治会役員の負担軽減について、引き続き、議論を重ねるとともに、令和6年度に新設した自治会デジタル化促進事業補助金を活用いただき、自治会のスリム化・役員の負担軽減を図り、自治会役員の女性の割合を向上させていく。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向② 企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画	21	各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進に向けた働きかけ	各種団体や地域活動団体等において、方針決定の場への女性参画が進むよう、関係機関と連携を図りながら、固定的な性別役割分担意識の解消や女性登用について働きかけます。 また、自治会に設置している男女共同参画推進員による研修会を実施し、女性参画の重要性について理解を促進します。	人権・市民生活課	各自治会に男女共同参画推進員を設置し、それぞれの自治会で男女共同参画についての学習会を開催することで女性の参画機会について理解を深めてもらう。	各自治会における学習会の開催率		各自治会に男女共同参画懇談会の開催率35.11%	C	59自治会において男女共同参画懇談会が開催された。	人権尊重のまちづくり懇談会と比較すると、男女共同参画懇談会の開催は少なくなっており、開催を呼び掛けていく必要がある。	男女共同参画懇談会を開催しやすいよう、わかりやすい手引きの作成やわかりやすい資料を準備を行う。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向① 多様な生き方や能力を発揮するための支援	22	労働に関する法制制度等の周知	女性労働者が男性労働者と同等な雇用機会と待遇の平等を保障され、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、労働者に対して「改正男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの法律の一層の周知を図ります。 パートタイム労働者や派遣就業者の処遇と労働条件の向上のため、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」や人材派遣に関わる法律、指針の周知を図ります。 また、在宅で働く人の権利が守られるよう、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図ります。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供(講演会・セミナー開催情報など)のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者	30名	17名	C	企業の役員・管理職・人事労務担当者向けに、女性活躍推進をテーマにセミナーを開催した。	セミナー講師の方が社会保険労務士でもあったため、講師の顧問先企業などからも参加いただけたが、それ以外の参加企業が固定化されているため、より多くの事業所から参加いただけるよう、周知の徹底および人権問題に対する意識の醸成が必要である。	引き続き講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行い、参加を呼び掛ける。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向① 多様な生き方や能力を発揮するための支援	23	働く場での意識改革の推進	商工会議所・商工会との連携や、「企業内人権問題研修窓口担当者設置事業所」への情報提供の機会などを活用して、働く場での男女平等を進めるため、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供(講演会・セミナー開催情報など)のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者・働き方改革セミナー参加者	30名	17名	C	企業の役員・管理職・人事労務担当者向けに、女性活躍推進をテーマにセミナーを開催した。	セミナー講師の方が社会保険労務士でもあったため、講師の顧問先企業などからも参加いただけたが、それ以外の参加企業が固定化されているため、より多くの事業所から参加いただけるよう、周知の徹底および人権問題に対する意識の醸成が必要である。	引き続き講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行い、参加を呼び掛ける。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向① 多様な生き方や能力を発揮するための支援	24	様々なハラスメント防止に対する取組の充実	関係機関と連携しながら、研修会をはじめ、あらゆる機会を通じて様々なハラスメント防止に向けた啓発に努めます。 また、ハラスメントに関する相談担当者の設置について事業所等に働きかけるとともに、県及び市などの公共機関の相談窓口について市民への周知を図ります。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供(講演会・セミナー開催情報など)のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者・働き方改革セミナー参加者	30名		D	国・県・市等からのチラシやポスターを掲示し、ハラスメント防止に関する周知啓発に努めた。	毎年、あらゆるテーマでセミナーを開催することは困難であるため、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向① 多様な生き方や能力を発揮するための支援	24	様々なハラスメント防止に対する取組の充実	関係機関と連携しながら、研修会をはじめ、あらゆる機会を通じて様々なハラスメント防止に向けた啓発に努めます。 また、ハラスメントに関する相談担当者の設置について事業所等に働きかけるとともに、県及び市などの公共機関の相談窓口について市民への周知を図ります。	人権・市民生活課	関係機関と連携し、研修会等、あらゆる機会を通じてハラスメント防止に向けた啓発を行う。ハラスメントに関する公共機関の相談窓口について市民への周知を図ります。	実施の有無			B	12月の人権週間にあわせて駅頭啓発を行い、みんなの人権相談110番のウェットティッシュを配布したほか、市広報12月号に人権週間にに関する記事を掲載し、人権相談窓口を紹介した。	人権相談ではハラスメントの相談も扱っていることを周知する必要がある。	人権相談窓口について継続して周知する。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向① 多様な生き方や能力を発揮するための支援	25	「農山漁村女性の日」(3月10日)の活動を通じての社会的機運の醸成	農山漁村女性が農林水産業の重要な担い手であることを正しく認識し、適正な評価への社会的機運を高め、農山漁村女性の社会参画を支援します。	農業振興課	県等が開催する女性農業者向けの研修会等を周知し、参加の促進を行う。	設定なし	県等が開催する女性農業者向けの研修会等があれば周知する。		B	県等が開催する女性農業者向けの研修会等に、女性認定農業者を中心に周知した。	特になし	女性認定農業者を中心に引き続き周知に努める。